

令和2年度 第7回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和2年10月28日(水)

1 開 会

2 議 題

(1) 特定最低賃金の改正決定等について

(2) その他

3 閉 会

令和2年度 第7回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和2年10月28日(水)

- No.1 令和2年度特定最低賃金審議結果 ……P344
- No.2 茨城県特定最低賃金改正決定に関する専門部会報告書及び答申文(写し)
- ・茨城県鉄鋼業最低賃金 ……P345
 - ・茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ……P349
 - ・茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金 ……P353
 - ・茨城県各種商品小売業最低賃金 ……P356
- No.3 令和2年度特定最低賃金の改正状況(全国) ……P358

令和2年度 特定最低賃金改正審議結果

件名	項目	結審額 結審日	公示(予定)日 異議申出締切日	官報公示予定日	効力発生日
鉄鋼業		令6条5項適用有 945円 (+2円) 令和2年10月22日	令和2年10月22日 令和2年11月6日	令和2年11月20日	令和2年12月31日 指定発効
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		令6条5項適用有 907円 (+2円) 令和2年10月23日	令和2年10月23日 令和2年11月9日	令和2年11月24日	令和2年12月31日 指定発効
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業		令6条5項適用無 904円 (+3円) 令和2年10月28日	令和2年10月28日 令和2年11月12日	令和2年11月27日	令和2年12月31日 指定発効
各種商品小売業		令6条5項適用無 874円 (+3円) 令和2年10月28日	令和2年10月28日 令和2年11月12日	令和2年11月27日	令和2年12月31日 指定発効

写

令和2年10月22日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 井出 晃哉

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年9月7日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長 井出 晃哉	高木 英見	太田 慶樹
部会長代理 清山 玲	山田 誠	加藤 祐一
文堂 弘之	山中 俊典	築瀬 剛

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 945円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年12月31日

写

令和2年10月22日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 田中 泉

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年9月7日付け茨労発基0907第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 945円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年12月31日

写

令和2年10月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金 専門部会

部会長 申 美 花

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年9月7日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
部 会 長	申 美 花	紀 野 光 博	谷 口 啓 介
部 会 長 代 理	井 出 晃 哉	武 内 範 雄	西 野 信 弘
	宮 崎 忠 恒	宮 下 有 一	舟 木 健 生

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）まで掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 907円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年12月31日

写

令和2年10月23日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 田中 泉

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年9月7日付け茨労発基0907第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務

ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 907円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月31日



令和2年10月26日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田 中 泉 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会

部会長 田 中 泉

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年9月7日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、公益委員が別紙の提示を行い採決したところ、時間額について全会一致の決定が得られなかったため、貴審議会において更に審議されることを希望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公 益 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員
部 会 長	田 中 泉	大 森 玄 則	磯 崎 寛 也
部 会 長 代 理	細 谷 あ け み	下 向 省 吾	関 武 志
	申 美 花	菅 原 功	水 出 浩 司

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

茨城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (5) 電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (6) 情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(7)まで掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を

用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 904円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精舎勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和2年12月31日

写

令和2年10月23日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 清山 玲

茨城県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年9月7日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、公益委員が別紙の提示を行い採決したところ、時間額について全会一致の決定が得られなかったため、貴審議会において更に審議されることを希望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長 清山 玲	黒澤 一仁	瓜田 広
部会長代理 細谷 あけみ	中岡 誠一	永井 敦子
田中 泉	南雲 達馬	渡邊 敏幸

別紙

茨城県各種商品小売業最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で各種商品小売業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 874円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年12月31日

特定最低賃金改正状況

鉄鋼業 最低賃金

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5項適用
愛知	A	975	976	1	R2. 12. 13		
千葉	A	993	995	2	R2. 12. 25		
大阪	A	966	968	2	R2. 12. 1		
神奈川	A						
東京	A						
兵庫	B	963	964	1	R2. 12. 1		
広島	B	969					
静岡	B	935	935	0		非鉄金属を含む	
茨城	B	943	945	2	R2. 12. 31		
福岡	C	975	976	1	R2. 12. 10		
北海道	C	967	967	0	R2. 12. 1		
岡山	C	962					
山口	C	966	967	1	R2. 12. 15	非鉄金属を含む	
和歌山	C	948	949	1	R2. 12. 30		
群馬	C	919	921	2	R2. 12. 24		
宮城	C	923	925	2	R2. 12. 15		
大分	D	947	951	4	R2. 12. 25		
島根	D	914	922	8	R2. 11. 13		
青森	D	900	903	3	R2. 12. 21		
岩手	D	850	852	2	R2. 12. 31	金属製品を含む	

特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金

都道府県	地域ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
愛知	A	947	948	1	R2. 12. 13		
大阪	A	967	968	1	R2. 12. 1	金属製品、輸送機械を含む	
千葉	A	/				必要性なし (31年度)	
神奈川	A	/				新設:必要性なし (31年度)	
東京	A	/				改正必要性なし (31年度)	
静岡	B	950	951	1	R2. 12. 21	輸送機械を含む	
兵庫	B	942	944	2	R2. 12. 6		
滋賀	B	930	933	3	R2. 12. 31		
広島	B	934					
栃木	B	910	912	2	R2. 12. 31		
長野	B	903	905	2	R2. 12. 11	輸送機械を含む	
富山	B	907	912	5	R2. 12. 25	輸送機械を含む	
茨城	B	905	907	2	R2. 12. 31		
岡山	C	934					
香川	C	940	943	3	R2. 12. 15		
石川	C	920				金属製品、電気機器を含む	
徳島	C	925	928	3	R2. 12. 21		
奈良	C	897	898	1			
群馬	C	908	910	2	R2. 12. 24		
福井	C	874					
愛媛	D	927	930	3	R2. 12. 25		
長崎	D	875	-	-		輸送機械を含む	
島根	D	894	898	4	R2. 11. 27		
佐賀	D	867	870	3	R2. 12. 19		
山形	D	859	862	3	R2. 12. 25		

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
神奈川県	A						
埼玉	A	951	954	3	R2.12.1		
千葉	A	951	954	3	R2.12.25		
大阪	A	965	966	1	R2.12.1		
愛知	A						
東京	A						
京都府	B	936					
静岡県	B	919	920	1	R2.12.21		
滋賀	B	914	917	3	R2.12.31	精密機械を含む	
栃木	B	910	913	3	R2.12.31		
山梨	B	913					
三重	B	905	906	1	R2.12.21		
兵庫	B	900	902	2	R2.12.1		
長野	B	892	894	2	R2.12.4	精密機械を含む	
茨城	B	901				精密機械を含む	
広島	B	895	897	2			
富山	B	849	851	2	R2.12.18		
福岡	C	926	927	1	R2.12.10		
新潟	C	908					
群馬	C	908	910	2	R2.12.24		
奈良	C	882	883	1			
岐阜	C	886	887	1	R2.12.21		
香川	C	883	886	3	R2.12.15		
徳島	C	885	888	3	R2.12.21		
北海道	C	894	895	1	R2.12.1		
山口	C	892	893	1	R2.12.15		
石川	C	868	870	2			
岡山	C	878					
福岡	C	857					
宮城	C	862	864	2	R2.12.20		
愛媛	D	892	895	3			
山形	D	843	846	3			
福島	D	833	834	1	R2.12.17		
佐賀	D	836	839	3	R2.12.17		
秋田	D	833	836	3	R2.12.25		
青森	D	829	833	4	R2.12.21		
長崎	D	833	837	4	R2.12.20		
鳥取	D	807					
大分	D	832	835	3			
熊本	D	832	836	4			
岩手	D	818	820	2	R2.12.31		
島根	D	822	825	3	R2.11.21		
鹿児島	D	812					
宮崎	D	800	803	3	R2.12.25		

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業） 関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉県	A	959	963	4	R2.12.1		
千葉県	A						
愛知県	A						
兵庫県	B	901	903	2	R2.12.1		
栃木	B	909	912	3	R2.12.31		
福島	D	867	868	1	R2.12.20		
岩手	D	827	829	2	R2.12.31		

特定最低賃金改正状況

各種商品小売業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第5条 5項適用
千葉	A				-		
京都	B	910					
静岡	B	886					
広島	B	878					
栃木	B	871	874	3	R2.12.31		
茨城	B	871					
滋賀	B				-		
長野	B	855	857	2	R2.12.31		
岡山	C	880					
新潟	C	842					
青森	D	821	825	4	R2.12.21		
愛媛	D	806	810	4	R2.12.25		
沖縄	D				-		
鳥取	D				-		
大分	D				-		
宮崎	D				-		

百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第5条 5項適用
千葉	A				-		
埼玉	A				-		
滋賀	B				-		
京都	B				-		
富山	B	860	865	5	R2.12.9		
福岡	C	889	889	0			
石川	C	860					
福井	C	810	840	30	R2.11.24		
和歌山	C	850					
山口	C	852	859	7	R2.12.15		
岩手	D				-		
熊本	D	792	796	4	R2.12.15		
鹿児島	D				-		